

定期預金「とくしん年金スーパー定期」

2025 年 4 月 1 日現在

1.商品名(愛称)	・スーパー定期預金（「とくしん年金スーパー定期」自動継続型）
2.販売対象	・個人 ・当金庫で年金を受給されている方、または新規に口座をご指定いただいた方 対象となる年金は公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金）、各種年金基金（公的年金に準ずるもの、企業年金）です。生命保険会社等の個人年金保険等は対象外となります。
3.期間	・定型方式…1 年(元金自動継続のみ)
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・一括預入 ・通帳式定期預金で窓口のみの受付となります。 ・10 万円以上 1,000 万円以内 ・1 円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払戻します。
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・固定金利 ・預入金額が 10 万円以上 300 万円未満の場合 預入時のスーパー定期の店頭表示利率+0.1% (税引前) を約定利率として満期日まで適用します。 ・預入金額が 300 万円以上 1,000 万円以内の場合 預入時のスーパー定期 300 の店頭表示利率+0.1% (税引前) を約定利率として満期日まで適用します。 ※自動継続後も上乗せ金利を適用し、継続日におけるスーパー定期・スーパー定期 300 の店頭表示利率 + 上乗せ利率となります。ただし、年金受け取りを当金庫以外に変更された方は、満期日以降は満期日時点の店頭表示利率（スーパー定期・スーパー定期 300 の 1 年）となります。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7.税金	・お利息には 20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ただし、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間にお受け取りのお利息には、復興財源確保法により、復興特別所得税 0.315% が付加され 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります。 （ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	・マル優の取扱いができます。
10.中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、0.1%の優遇金利は適用されません。 ・預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います。 預入日から解約までの期間が 6 か月未満の場合…解約日における普通預金利率 預入日から解約までの期間が 6 か月以上の場合…約定利率×50%
11.金利情報の入手方法	・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
12.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9 時～17 時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三

	弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13.その他参考となる事項	・預金保険制度の付保対象預金です。 決済用預金を除く当庫預入の他の保護対象預金と合算して、預金者1人あたり元金合計1,000万円までとその利息等が保護されます。 ・お取扱店舗については、年金振込指定の1店舗のみのお取扱いとなります。 ・金利情勢等により、優遇金利を見直し又は取扱いを中止する場合があります。